

泉南市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(一括回答)

(1)・(2)について、雇用失業情勢は依然と厳しく、いわゆる就職困難者等の現状は厳しいものであると認識しております。特に障害者・母子家庭の母親・中高年齢者・若年者などが社会的事情などにより著しく雇用・就労が阻害されています。その阻害要因を克服し雇用確保・雇用創出を支援するため、大阪府及び関係機関相互に密接な連携を図りながら、緊急雇用創出事業の介護用プログラム等を大いに活用し就労支援の充実・強化を図ってまいります。(商工労働課)

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

各種労働法制の変更等がありましたら直近の市広報に掲載するとともに、商工会等関係各所へ周知し、講習会の実施等を行うことで徹底されるよう努めてまいります。(商工労働課)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合入札制度については大阪府が先行して始めており、その経過を見たうえで環境部局と調整し、全庁的に考えていきたい。

大阪府の法定最低賃金がリビングウェイズにかなり近づきつつありますが、現在の財政状況下のなかですべての契約書・仕様書において定めることは困難であると思われます。しかしながら最低限の生活ができる賃金水準の実現のため、関係部局と連携し積極的に考えていきたい。

(商工労働課)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

関係部局と連絡を密にし、周知徹底できるよう対策等について検討してまいりたい。

(商工労働課)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

商工会を中心として産官学連携のもともものづくり展などを展開しており、今後も継続して実施されるよう努力してまいります。

(商工労働課)

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

湾岸部分にあるりんくうタウン地区に進出する企業につきましては「泉南市企業誘致促進条例」に基づき誘致の促進を図っております。今後も関係機関と連携のうえ誘致促進を図ってまいります。

い。 (商工労働課)

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

商工会や関係する各機関との連絡を密にし情報の収集を図り、そのうえで新たな施策の展開を図ってまいります。 (商工労働課)

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

商工会と連携し、親企業・下請企業に対して講習会等を設けるようにしたい。 (商工労働課)

3 . 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

本市では平成9年度より行財政改革に着手し、いずれも長期を見据えた中期的計画を第3次大綱まで定め、その後は、国の指針に合わせて「集中改革プラン」を策定し、毎年ローリングを重ねて、現在、来年度以降の後継計画について検討を進めております。

年度ごとの大綱や取り組み事項等については、市報により広報するとともにWebページにも掲載し、広く住民の皆様のご理解がいただけるよう努めております。 (行財政改革推進室)

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

本市では従前より市民との協働を進めており、特色あるボランティア組織を育成しております。組織の運営企画立案は市民によりなされ、独自の多様な行政的サービスが展開されております。

また市民との協働や民間活力の導入は、現在の地方行政にとって必須のことであり、様々なNPOや住民団体の育成を今後も進め、協働のシステムづくりについても検討してまいりたい。

(行財政改革推進室)

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、大阪府からの権限移譲に関しては、現在、府と平成22年度からの事務移譲に向けて協議中です。移譲にあたっての財政的・人的支援については、府からの案が示されましたが、円滑に移譲事務が執行可能となるよう今後とも協議を行ってまいります。

また、移譲を受けることにより、地域の実情に応じた対応が可能となるため、住民サービスの向上につながるものと考えています。

(政策推進課)

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

市町村の自主財源となる地方税財源の充実は、福祉や教育など多様化する住民ニーズに対応するために欠くことのできないものであり、十分な財源確保に向けて、大阪府とともに国に対して求めてまいりたい。

(財政課)

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価については、行財政改革の取り組み項目のひとつとしても設定し平成15年度より実施しておりますが、現在のところ内部的な事務事業評価に止まっております。第三者による外部評価システムも含め、行政評価システムのあり方については、来年度以降に策定予定の新たな「行財政改革計画」の中で検討してまいりたい。

(行財政改革推進室)

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

地域医療連携体制の整備については、大阪府の「保健医療計画」を受け、泉州医療圏で救急医療・小児科産科医療協議を行っているところです。また、脳卒中や糖尿病など疾患別の病院間連携も始まっており、検討を重ねているところです。公立病院の機能強化については、医師の確保を図る観点から、必要であれば広域的な連携体制を検討してまいります。

潜在看護師の復職支援については、地元医師会と協力し充実を図っていきたいと考えております。

(保健推進課)

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護従事者のメンタルヘルスケアや困難事例への対応等を実施しています。今後も研修の充実に努めます。

また、在宅介護の従事者(地域密着型サービス事業者以外も)に対して一般指導を行い、運営基準に基づいた人員配置がなされているかの確認及び抵触した場合の指導や労働状況の確認を行っています。

(高齢障害介護課)

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障がい福祉サービスの利用者負担につきましては、特別対策等負担軽減を平成22年4月以降も継続して実施します。(高齢障害介護課)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

保健センター等でメンタルヘルスをテーマとした健康教室や健康相談に取り組みます。地元医師会とも連携し、相談体制の充実を図ります。また、地域の中小企業に対するPRも検討してまいります。(保健推進課)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

本市では、保育所においては、延長保育をはじめ産休明け保育・休日保育・一時預かり保育等の実施や家庭支援推進の各事業を実施し、また子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業、さらには地域のボランティアとの連携を図るものなど各種子育て支援事業を展開するなど、子育てしやすい環境づくりに向け、取り組みを進めてきた。

また「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」の後期計画を策定する過程で、市域の就学前児童の保護者や小中学生だけでなく高校生を対象としたアンケートを実施し、その意識や状況調査を行い、子育て支援に関するニーズの把握に努めている。今後この結果を活かし、地域の実情に応じた子育て支援体制や施策の充実に努めてまいりたい。(保育子育て支援課)

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

学校における子どもの安心安全につながる「学校安全総合支援事業」は、来年度も継続して実施していく。23年度以降についても、オートロック化や地域の見守り体制の強化等を検討しているところであり、放課後の安全対策についても、全小学校区に青色防犯パトロール活動が導入され強化を図っているところである。 (指導課)

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

大阪府も小学校1・2年生での35人学級編制は今後も継続して実施する方向であり、本市として35人学級編制は継続して実施をしていく予定である。

また、泉南市キャリア教育推進連絡会議を立ち上げ、幼稚園や小学校段階から子どもの発達段階に応じて望ましい勤労観や職業観の育成に努めており、地域・企業・学校が連携した「ものづくり教育」も推進していきたい。 (指導課)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度は、現在の厳しい財政状況下ではありますが、一定の水準を維持し義務教育への就学支援に努めます。また、進路選択支援事業の実施により、奨学金制度等の相談等を通じて奨学金制度の周知に努めながら、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施について、関係機関に対して要望していきたい。 (学務課)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市では児童虐待に関する通告先として、専門相談員を擁する家庭児童相談室を設け、虐待の早期発見・早期対応に努めている。また平成18年度には多数の関係機関が参加する「要保護児童対策地域協議会」を設置、平成22年度からはこれに、子どもに関わる諸組織を統合・拡大し、「子どもを守る地域ネットワーク」としてさらに強化していく予定。(保育子育て支援課)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

本市では2002(平成14)年に「せんなん男女平等参画プラン」(2008年3月に一部改訂)を策定しており、その計画において、「男女の人権の尊重」を基本的視点とし、「女性に対する暴力の根絶」を主要課題と位置付け、夫やパートナー等からの暴力を受けている女性への援助、暴力根絶に向けての啓発、相談体制の充実など様々な施策に取り組んでおります。

また、2008年9月には「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を設置し、大阪府岸和田子ども家庭センターとの連携のもと、関係機関・部署等が相互に連携し支援する体制の整備・強化を行いました。

このDV連絡会議をはじめ、市広報・チラシ・ホームページ等を通じて、相談窓口「女性相談(面談)」「女性のための電話相談」の周知、ならびにDV防止法の内容についての普及啓発活動を引き続き実施してまいります。(人権推進課)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市では、2002(平成14)年に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向とその推進の方策に基づき、様々な取り組みを行ってきました。そして、2008年3月には、プランの中間年を迎え、国内外の動向や社会・経済情勢の変化に応じ、大阪府改訂プランの趣旨を踏まえ、計画の実効性を一層高めるため、2011(平成23)年度の目標年度に向けて計画内容の一部改訂を行いました。

改訂にあたっては、プランを推進してきた5年間の進捗状況から重点課題項目ならびに可能な範囲で「数値目標指標」を設定し、プランの進捗状況の明確化を図っております。目標年度に向けて計画の実効性を高めてまいります。(人権推進課)

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」未策定自治体】(泉南市、能勢町、太子町、岬町、千早赤阪村)

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、早急に計画を策定し実行していくこと。また国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

温暖化の最大の原因である二酸化炭素は、私たちの生活のありとあらゆる場面から排出されており、重要なのは一人一人の地球温暖化に対する深刻さの意識付けであり、環境家計簿を用いたりして少しでも二酸化炭素の排出量を減らす工夫をしなければならぬと認識しています。

「泉南市地域新エネルギービジョン」を内外に向け発信してまいります。また、国の動向にも注視し、市民への啓発を進めるとともに、関係機関と連携をとりながら進めてまいります。

(環境整備課)

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

3Rの取り組みや、ごみ排出量の減量化を推進するとともに、リサイクル率の向上にも努めます。

(清掃課)

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

本市では、大規模災害に備え食糧・水を毎年整備しております。また、毎年1回、本市とイオングループと合同で住民参加の住民避難訓練等、合同防災訓練を実施しております。

「泉南市地域防災計画」において市内全域に34ヶ所の避難場所を指定しております。また、平成19年5月に「広報せんなん」と同時に、指定避難場所の位置を地図上に表記した「泉南市総合防災マップ」を市内全戸配布し、指定避難場所の一覧及びその位置を図示することで市民の皆さんに周知を図っております。

避難場所の標識看板の設置については、看板を施設に直接表示することで日常的に目に触れ、市民が避難場所としての所在地の認知がしやすくなるため、災害時にはより迅速な避難が可能となるものと思われ、その必要性・有効性は高いと考えられますので、今後、どのようなタイプ（太陽光照明、蓄光自光式など）が適切なのかの調査とあわせ、設置についても検討していきたい。

また、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備の推進につきましては、各関係機関と連携を図りながら、対策を検討してまいりたいと考えております。（政策推進課）

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

公立学校の耐震化につきましては、平成17年度より実施しており、21年度の事業完了時点で46.6%となる予定です。

今後も、厳しい財政状況のなか、引き続き地震対策特別措置法に基づく「第3次地震防災緊急事業5ヶ年計画」を活用しながら計画的に取り組んでまいりたい。（教育総務課）

耐震診断補助につきましては、平成10年度より実施しており、21年度から市の広報への掲載を年1回から年2回に変更しております。

耐震改修補助につきましては、耐震診断補助の実施状況を踏まえ、近隣市町の状況や市の財政状況も考慮しながら検討してまいりたい。（都市計画課）

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市におきましては、防犯委員会を中心に関係機関と連携し、年数回市内防犯パトロールや駅前街頭啓発はもとより、各地区で毎月1回の地域安全パトロールや、犯罪が多発しやすい夏季・歳末における夜間の重点パトロールや市職員による週3日の青色防犯パトロールなどを実施し犯罪予防に取り組んでいるところです。また、大阪警察本部・泉南警察署と連携し定期的に防犯講習会を開催し、防犯対策の充実を図り、「安心・安全なまちづくり」に努めます。（生活福祉課）

子ども登下校時の安全確保については、地域ぐるみで「子どもを守るネットワークづくり」をスローガンに全市的に以下の施策を行っている。

市民ボランティアの子ども安全パトロール員による見まもり活動の取り組み、毎月8日を「子

ども安全の日」と位置付け、市を挙げて子どもの安全を最優先する気風を育てる取り組みを行っている。

さらに、青色防犯パトロール活動を全小学校区で実施しており、地域ぐるみで子どもを守るための保護者・地域・学校の連携強化・推進に努めている。 (指導課)

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

鉄道駅につきましては、本年度からJR和泉砂川駅のバリアフリー化設備整備事業に着手し、平成23年3月完成を目途に、誰もが使いやすい駅をめざしています。

道路につきましては、現在施工中の都市計画道路3路線が開通することによって府県間及び域内の道路ネットワークが大きく改善されることから、早期完成に向けて整備を進めてまいります。

また、公共交通機関利用促進につきましては、大阪府と連携しTDM施策のPRに努めてまいります。 (都市計画課)

街づくりでは、バリアフリー化に観点を置くとともに、既存施設においては、改善を行ってまいります。

また、道路交通網の改善を行い、コミュニティバスをはじめとする地域公共交通網の充実と利用促進のための広報活動を市民に対して行ってまいります。 (環境整備課)

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

本市では、1995年に「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、その目的である部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重される明るい地域社会の形成に向けて、様々な人権課題をテーマとした少人数参加の「人権講座」

や、多数の市民が参加する「人権市民の集い」など、様々な人権啓発活動を市民ならびに各種人権団体と協働しながら展開してきており、今後とも、より一層の連携・協力のもと実施してまいります。

また、人権救済の法整備に対する国への働きかけにつきましては、大阪府・府内市町村と連携しながら検討してまいりたいと考えております。
(人権推進課)

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実に努めるとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市におきましては、1984年に「非核・平和都市宣言」を行い、日本国憲法の主要な理念の一つである平和の精神を市政に反映し継承していくため、様々な平和施策の取り組みを行っております。

具体的には、毎年8月を「非核・平和月間」と定めており、市民が戦争の悲惨さと平和の尊さについて改めて考える機会とするため、「非核・平和の集い」をはじめとする様々な啓発事業を実施しております。
(人権推進課)